

答 申

第 1 審査会の結論

宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、平成 17 年 12 月 16 日、情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号。平成 18 年宮城県条例第 13 号による改正前のもの。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「本日以前過去一年間の教職員の懲戒免職に際しての処分文書の写し（処分通知書と事由説明書）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の文書（以下「本件行政文書」といい、それぞれに付された番号により、これらの行政文書を、例えば「文書 」のように表記する。）を特定した。

懲戒処分書・懲戒処分事由説明書（平成 16 年 月 日付け）

懲戒処分書・懲戒処分事由説明書（平成 16 年 月 日付け）

懲戒処分書・懲戒処分事由説明書（平成 17 年 月 日付け）

その上で、実施機関は、平成 18 年 1 月 4 日、本件行政文書のうち、懲戒処分を受けた職員の氏名、所属学校名、当該職員の具体的行為等については、これを開示しないとの部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部を開示しない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

条例第 8 条第 1 項第 2 号該当

「対象行政文書には、懲戒処分を受けた職員の氏名、学校名、具体的な行為等が記載されていることから、特定の個人が識別され、若しくは識別されるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することによ

り個人の権利利益が害されるおそれがあるため。」

- 3 異議申立人は、平成 18 年 3 月 1 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書等で主張している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

実施機関は、報道機関等に対して「懲戒免職の場合は原則実名公表」と明言しているが、開示請求に対しては、公金窃取事件を起こして懲戒免職になった職員の実名を非公開としている。勤務中に性犯罪等を行った公務員の実名を公表しない合理性はあるが、公金窃取事件の場合は、当該公務員の氏名を公表したところで被害者に迷惑が及ぶ可能性は全くない。懲戒処分を受けた職員が盗んだ金員を返却したことを理由に実施機関が当該職員を刑事告発しないのは、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定に違反するほか、さらに氏名公表も拒むなど、犯罪者に社会的制裁を加えることを躊躇しており、こうした実施機関の体質が公務員による犯罪の発生を助長していると言わざるを得ない。当該職員が再就職して問題を起こせば、合理的な理由もなく当該職員の実名を公表しなかった実施機関の責任が問われることになる。公金窃取事件を起こした職員の実名を公表しない実施機関の決定は、犯罪を起こした職員をかばい立てし、県民の利益を損なう不当なものであるから、文書 に記録されている職員の実名を公表すべきである。

なお、文書 及び に記録されているわいせつ事件を起こした教員の実名非公開に対する不服はない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 懲戒処分の公表について

本件の懲戒処分の公表については、当該処分を行った当時の「懲戒処分等の公表基準」(平成12年2月18日付け教第418号教育長通知)により、社会的な影響が極めて大きいと判断される場合等の例外を除いて、氏名等の個人情報は原則として公表しないことと規定されており、これに基づいたものである。

なお、平成18年1月1日以降は、免職の懲戒処分を行った場合には、例外を除き原則として氏名等を公表するよう基準を改正している。

2 条例第8条第1項第2号該当性について

本件の懲戒処分を受けた職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別されうるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがあり、条例第8条第1項第2号本文に該当する。

また、これまで公表を行った事実はなく、また法令や慣行等でも公表を予定されたものではないため、条例第8条第1項第2号イに該当しない。

さらに、懲戒処分を受けた職員の氏名については、その処分理由が学校集金の窃取という職務上の非違行為であったとしても、その職員の身分取扱いに係る個人情報であり、条例第8条第1項第2号ロに該当しない。

以上のことから、本件行政文書に記録された当該職員の氏名は、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号イ及びロいずれにも該当しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県

政に対する県民の理解と信頼を確保し，公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり，原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は，この原則公開の理念に立って，条例を解釈し，以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は，3件の職員の懲戒処分決定に係る懲戒処分書及び懲戒処分事由説明書であるが，当審査会において，異議申立人に対して異議申立ての趣旨を確認したところ，3件の行政文書のうち，文書 に記録されている「公金窃取事件」を起こした職員の「氏名」を非公開としたことに対してのみ不服があるとのことであったので，当審査会では，異議申立人が異議を申し立てていない部分について非開示の当否は判断しない。

3 条例第8条第1項第2号該当性について

条例第8条第1項第2号本文は，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」を非開示事由として規定している。また，条例第3条第1項後段は，「実施機関は，個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない」としている。

しかし，特定の個人が識別され，又は識別され得る情報の中にも，例外的に開示すべき情報があり，条例第8条第1項第2号ただし書は，「イ 法令の規定により又は慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。），独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第

2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書を開示しなければならない旨を規定している。

実施機関は、本件行政文書のうち、文書に記録されている懲戒処分を受けた職員の氏名については、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号イ及びロいずれにも該当しないとしていることから、以下において、その妥当性を検討する。

(1) 条例第8条第1項第2号本文該当性について

懲戒処分を受けた職員の氏名については、これを公開すると、特定の職員が懲戒処分を受けたということが明らかとなるものである。懲戒処分は、本質的に特定の個人に対して科される制裁としてとらえるべきであり、特定の職員が懲戒処分を受けたということは、個人の資質、名誉に直接かかわる個人情報、すなわち、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであって、懲戒処分を受けた本人にとってみても、みだりに公表されるべきではない情報であると考えられ、条例第8条第1項第2号本文に該当する。

(2) 条例第8条第1項第2号イ該当性について

実施機関である宮城県教育委員会は、懲戒処分等を行った場合の公表の判断基準として、「懲戒処分等の公表基準」を定めており、この基準では、社会的な影響が極めて大きいと判断される場合等の例外を除いて、氏名等の個人情報は原則として公表しないことと規定している。実施機関は、本件の懲戒処分を行った旨を報道機関等に公表するに際して、当該処分を行った当時の「懲戒処分等の公表基準」に基づき、当該職員の氏名を公表しておらず、これまでも公表した事実があるとは認められない。また、平成18年1月1

日以降は、免職の懲戒処分を行った場合には、例外を除き原則として氏名等を公表するよう基準を改正しているが、この改正以前に行われた処分事案について、改正後の基準を適用し、懲戒処分を受けた職員の氏名を公表した例は存在しない。よって、基準の改正以前に行われた懲戒処分に係る文書に記録された職員の氏名は、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報とまでは認められない。

したがって、本件の懲戒処分を受けた職員の氏名は、条例第8条第1項第2号イには該当しない。

(3) 条例第8条第1項第2号ロ該当性について

本件の場合、勤務先である学校の金庫等に保管されていた学級集金等を窃取したことによる懲戒処分であるため、特定の職員が懲戒処分を受けたということが、一見、条例第8条第1項第2号ロに規定する「職務の遂行に係る情報」に該当するかのようと思われる。しかしながら、「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の補助機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味し、例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれると解されている。これらの例に照らして考えると、職務の遂行における非違行為により懲戒処分を受けたということは、処分された職員の職務に関する情報を含むとしても、「職務の遂行に係る情報」とは認められず、むしろ職員としての身分取扱いに関する個人情報そのものであると判断されることから、本件の懲戒処分を受けた職員の氏名については、条例第8条第1項第2号ロに該当するとは認められない。

4 条例第10条該当性について

異議申立人は、実施機関が本件の懲戒処分を受けた職員をかばい立てし、当該職員の氏名を公表せず、盗んだ金員を返却したことを理由に刑事告発を怠るなど、社会的制裁を加えることを躊躇しており、こうした体質が公務員による犯罪を助長し、結果的に県民の利益を損なうことになると主張している。異議

申立人のこの主張は、本件の懲戒処分を受けた職員の「氏名」について、条例第10条の公益上の理由による裁量的開示を求めているとも解される。

同条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」と規定している。これは、例えば、現に発生しているか、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命等を保護する必要性があるなど、公益保護の緊急性や保護すべき公益の重大性があると判断される場合には、非開示情報であっても、実施機関の裁量的判断により開示することを可能としたものであり、同条の適用については、非開示情報の規定によって保護される利益を上回る公益上の特段の必要性が存するか否かによって判断するのが相当である。

異議申立人が異議申立書で主張する内容を踏まえると、異議申立人が意図する本件の懲戒処分を受けた職員の「氏名」が公表されることによる利益は、懲戒処分を受けた職員の再犯の防止、あるいは実施機関に所属する職員全体の犯罪の抑止であると捉えることもできる。一方、本件の場合、非開示情報の規定によって保護される利益は、特定の個人に関する情報、具体的には懲戒処分を受けた特定の職員の「氏名」であり、条例第3条が「個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない」と規定していることから、特段の配慮が必要である。

これらを踏まえ、本件について検討すると、現在では、実施機関が免職等の懲戒処分を行った場合等には、職員の氏名等を公表するよう「懲戒処分等の公表基準」を改正し、人事行政の透明化を図っており、このことが職員全体の服務規律の保持、ひいては犯罪の抑止にも寄与しているものと考えられる。このような状況において、基準改正以前に懲戒処分により公務員としての身分を喪失した職員の氏名をなお公表することに、特段の公益上の利益があるとは認められない。

また、当該職員が処分を受けた当時の基準により公表されなかった氏名を現時点で公表した場合、処分時点において当該職員が予測し得なかった不利益を受け、結果的に当該個人の権利利益が害されること、さらには当該職員が処分を受けてから2年以上の期間が経過していることを斟酌すると、個人情報とし

て保護すべき権利利益を害してまでも氏名を公表する特段の緊急性があるとは言い難い。

以上のような点を総合的に勘案すると、当該職員の「氏名」を開示することに、当該個人情報情報を非開示情報として保護する利益を上回る公益上の特段の必要性があるとは言えず、実施機関が条例第 10 条の公益上の理由による裁量的開示を行わなかった判断が妥当性を欠くものであるとまでは認められない。

5 結論

以上のとおり、本件行政文書のうち、文書 に記録されている懲戒処分を受けた職員の氏名は、条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し、かつ、同号イ及びロいずれにも該当せず、併せて、実施機関が条例第 10 条の公益上の理由による裁量的開示を行わなかった判断が妥当性を欠くものであるとまでは認められないことから、実施機関がこれを開示しないとした決定は妥当である。

第 6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 のとおりである。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
18 . 3 . 22	諮問を受けた。(諮問第178号)
19 . 6 . 22 (第248回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 7 . 11 (第249回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 7 . 27 (第250回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 8 . 29 (第251回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 9 . 11 (第252回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 10 . 22 (第254回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 11 . 6 (第255回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 11 . 27 (第256回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 12 . 21 (第257回審査会)	事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	区 分	備 考
石 井 彦 壽	学識経験者	
大 葉 由 佳	情報公開制度を理解する者	
木 下 淑 恵	学識経験者	会長職務代理者
武 田 貴 志	法律家	会長
馬 場 亨	法律家	

（平成 20 年 1 月 22 日現在）